

【別添2】 現行の組合員証および被扶養者証（以下「現保険証等」という。）について

- ① 現保険証等は、最長で令和7年12月1日まで使用できます。ただし、現保険証等に令和7年12月1日に達していない有効期限が入っている方は、その有効期限までになります。また、有効期限が令和7年12月1日以降の日付となっている方も、令和7年12月1日までしか使用することができません。
- ② 令和7年12月1日までに資格喪失される場合は、従前どおり組合員（会員）異動報告書に現保険証等を添えて返納していただきます。なお、令和7年12月2日以降に資格喪失される場合は、組合員（会員）異動報告書のみ提出していただき、現保険証等を返納していただく必要はありません。（個人情報を含むことから、本人において確実に破棄をお願いします。）
- ③ 現保険証等に有効期限が入っていない方で、令和7年12月2日以降も組合員資格が継続する方については、現保険証等の回収は行いません。（個人情報を含むものであることから、本人において確実に破棄をお願いします。）令和7年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証を利用してください。マイナ保険証をお持ちでない方は、令和7年12月1日までに、共済組合から医療機関等で利用できる資格確認書を交付します。（手続き不要）
- ④ 令和6年12月2日以降に資格取得される方は、資格取得届書（[別添8](#)または[別添9](#)）を共済組合へ提出してください。マイナ保険証をお持ちでない方には、資格情報のお知らせと医療機関等で利用できる資格確認書を交付します。マイナ保険証をお持ちの方には、資格情報のお知らせのみを交付します。
- ⑤ 令和6年12月1日以前から現保険証等をお持ちの方で、令和6年12月2日以降に氏名変更、紛失等の届出を共済組合に提出した場合でも、令和6年12月2日以降は現保険証等を交付しません。
- ⑥ 令和6年12月1日が資格取得日で、令和6年12月1日に資格取得届書を共済組合へ提出できた場合でも現保険証等の交付日が令和6年12月2日以降になる場合は現保険証等を交付しません。